



## ◆相続対策、こんな場合

前号の事務所だよりでは、二次相続を考えた場合の有効な手段として、遺言書の作成についてご案内しました。今号では、もう少し踏み込んだ相続対策について考えてみたいと思います。

### ①子供達が相続した財産は？

夫婦には2人の娘がいます。長女は独身で、どうも結婚する様子はありません。次女は、前妻との間にもうけた子供を連れて来た夫と再婚しました。姉妹はとても仲が良いので、夫婦は自分達の財産を公平に2人に相続させたいと考えていました。

ただ、ここで問題が生じました。娘達が相続した財産は、次女が先に亡くなった場合、法律上当然に、長女ではなく次女の夫と連れ子へと引き継がれます。長女が生涯独身なら、やはり親として少しでも多くの財産を残してやりたいので、それはどうも納得がいきません。

### ②妻が相続した財産は？

また、子供がいない夫婦の妻が相続した財産について、妻の亡き後は、妻の親族へと承継されます。元をたどれば親から受継いだ財産なので自分の親族に残したいのですが、どうしたら良いのでしょうか。



### 次の相続を指定する方法

①では、次女が財産の全てを長女に相続させるという遺言書を作成すれば良いともいえますが、次女が大切な家族を無視するような遺言書を作成する可能性は、現実には低いでしょう。

そのような場合には、「信託」という方法により、次の相続まで決定しておくことができます。

また、②のような場合には、ご自分の兄弟姉妹の子供達（甥姪）と養子縁組をする方法があります。養子と実子の扱いは民法上同等となり、妻が亡くなった後の財産は、甥姪に承継されるのです。

### 良く考えて決めましょう

このような方法は、一般的な遺言書作成による相続対策より、少し難易度の高いものといえます。家族間の十分な理解が必要となりますし、遺留分の問題や、相続税対策も考えなくてはなりません。

書籍等により知識を深めることも大切ですが、専門家による相談も是非ご活用ください。

## ◆ご存知ですか？労災特別加入

労災（労働者災害補償保険法）は、労働者が業務上災害を被った場合に国が補償を行う制度で、原則として経営者等には適用されません。

### 中小事業主のお仕事

しかし、一口に経営者といっても、中小企業ではたとえ事業主であっても、労働者と同じような業務を行う場合も多いのではないのでしょうか？

例えば建設業なら現場作業、飲食店なら調理・接客を行うような場合を指します。それにもかかわらず、労災が経営者に適用されないとなれば、業務上の疾病・負傷が原因で仕事ができなくなった場合は大変困ることになります。

### 特別加入制度

労働者災害補償保険法では、前述のような中小事業主等でも、労災の適用対象となる「特別加入」という制度があります。また、法人の代表者等ではないものの、自身の技術等を生かして仕事を請け負う、大工・とび職等、いわゆる一人親方等についても特別加入をすることができます。

### 加入の方法

本制度を利用して労災に加入しようとする場合は、厚生労働大臣の認可を受けた「労働保険事務組合」という団体を通して加入しなければなりません。そして、労働保険料の申告や納付等、労働保険に関する事務を委託する必要があります。

### 事務組合委託のメリット

事務組合に委託することは、労災特別加入の他にもメリットがあります。一つは、毎年7月10日までに申告する労働保険料が、金額の多少にかかわらず、年3回に分割して納付が可能となる点、もう一つは、雇用保険に関する手続を事務組合に代行してもらうことができる点です。

ただし、事務組合に委託しようとする場合、会費を納めなくてはならず、その額は、事務組合ごとに大分異なりますので、ご注意ください。弊社では、労働保険事務組合・神奈川SR経営労務センターでの加入を取り扱っております。また、特別加入の必要がなくなった場合には、個別申告への切り替えも対応しておりますので、ご相談ください。  
(文責：行政書士・社会保険労務士 久保祐子)

